

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
さいたま市	馬宮地区堤外	令和3年9月27日	年 月 日
地区内集落名			
西区東間、西区宿、西区二ツ宮上			

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	71.08ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	44.82ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	9.63ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	9.63ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	4.60ha
(備考)	

注1:③の「●才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

アンケート調査の結果、後継者未定の75歳以上の農業者が耕作する農地が約10haあり、高齢化及び後継者不足が徐々に進んでいる。リタイアを予定する農業者が安心して農地を任せられる担い手を育成していくことが今後の課題。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

・中心経営体である地域内の担い手及び今後規模拡大を検討している担い手が農地中間管理機構を活用し、農地の集積・集約化を図っていく。
・新規就農者の確保・育成または既存農業者の組織化等を検討し、農地を安心して任せられる担い手を育成する。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

地域内の農業者が高齢化しているため、新規参入者が入りやすい環境を作れるように、地域全体で検討していく。

将来の経営農地の集積・集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を農地中間管理機構に貸し付けていく。また、中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地中間管理機構の機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、中心経営体への配分変更を進め、農地を維持していく。

馬宮地域は水稻を中心とした生産を行っているが、農業者の所得増大に向けて、堤内地で農閑期等を活用した高収益作物の生産をJAさいたまと連携して行う。

5 今後の地域の中心となる経営体の状況

(1) 経営体数

	個人・任意組織	法人
① 認定農業者	7 人	0 法人
② 認定新規就農者	0 人	0 法人
④ 他市町村の認定農業者	0 人	0 法人
⑤ 他市町村の認定新規就農者	0 人	0 法人
⑥ 基本構想水準到達者 ^{注)}	0 人	0 法人
⑦ 今後育成すべき農業者	0 人	0 法人

注:基本構想水準到達者とは、①～⑤以外の者で市町村が基本構想で定める目標所得を上回っている者。

(2) 農地の集積面積

	集積面積	地域内の耕地面積	集積率
現状	27.8 ha	71.08 ha	39.1 %
今後	32.4 ha	71.08 ha	45.6 %